

FATF 声明  
2011年10月28日

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域\*

イラン、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域\*\*。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

キューバ  
ボリビア  
エチオピア  
ケニア  
ミャンマー  
ナイジェリア  
サントメ・プリンシペ  
スリランカ  
シリア  
トルコ

## イラン

FATF は、イランによる FATF への関わりがあるにもかかわらず、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な

\* FATF は、既にイラン及び DPRK への対抗措置を要請する声明を発出。これらの声明は以下に更新されている。

\*\* キューバは本プロセスにおいて FATF と連携していない。

脅威について、新たな緊急性をともなう、特別に、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置もしくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の報告 (STR) の義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善への具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2012年2月に検討する。

### 朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することをあらためて求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

FATF は引き続き、FATF 事務局を通じた方法を含め、DPRK による資金洗浄・テロ資金供与対策への取組に直接的に支援を行う用意がある。

---

## キューバ

キューバは、資金洗浄・テロ資金供与対策の国際基準にコミットしておらず、FATF と建設的な連携も図っていない。FATF は、同国が国際金融システムに対してリスクを生じさせる戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥を有する国として特定した。FATF は、同国が国際基準に沿った資金洗浄・テロ資金供与体制を構築することを要請すると共に、この目標に向かってキューバ当局と協働する用意がある。

---

## ボリビア

ボリビアは、テロ資金供与対策の新たな法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ボリビアの、FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化の確保(勧告1)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、これらの欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

## エチオピア

エチオピアの、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、これらの欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金

洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

## ケニア

ケニアの、FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとの高レベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、資金洗浄対策法制の履行と金融情報機関の構築を含めた、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

## ミャンマー

ミャンマーの、FATF 及び APG (アジア太平洋 FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとの高レベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化(勧告35及び特別勧告Ⅰ)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤金融における透明性の強化(勧告4)及び⑥顧客管理措置の強化(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

## ナイジェリア

ナイジェリアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の新たな法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、同国の、FATF 及び GIABA (西アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の

戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)及び④資金洗浄・テロ資金供与対策のための総合的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)を含む、これらの欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

## サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び資金洗浄・テロ資金供与対策上の要求が遵守されるよう権限ある当局が一つないし複数指定されることの確保(勧告23、24及び29)、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施(勧告17)及び⑤GIABAのメンバーシップを得るために必要な行動への対処を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を奨励する。

## スリランカ

スリランカは、資金洗浄・テロ資金供与対策法制の改正を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、同国の、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化及び資金洗浄の犯罪化に関し残存する欠陥への適切な対応(特別勧告Ⅱ及び勧告1)及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥

に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、資金洗浄・テロ資金供与対策のための立法措置に係る作業を継続することを含めた、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

## シリア

シリアは、テロリスト資産を凍結するための法的措置に係る改善を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、同国の、FATF 及び MENAFATF(中東・北部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応とのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①1999 年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を履行及び執行する適切な手段の導入(特別勧告Ⅰ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び④刑事共助のための適切な法及び手続き導入(勧告36－38及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

## トルコ

トルコは、テロ資金供与対策の法案を国会へ提出したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。同国の、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

( 上 )